

日頃から、家庭裁判所の業務に対し、ひとかたならぬご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

1 成年後見制度について

成年後見制度には、ご本人の判断能力の程度に応じて、成年後見、保佐、補助の3類型が設けられています。いずれの類型でも、ご本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、ご本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、ご本人の保護に努めることとなります。

2 本人情報シートの活用依頼について

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料としてご活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。

3 鑑定についてのお願い

手続を迅速に進めるために、成年後見制度用診断書を作成していただく医師に本書面及び「鑑定についてのお尋ね」をお渡しし、鑑定の要否等についての判断材料とさせていただくとともに、あわせて、家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合には、鑑定をお引き受けいただけるかどうかについてもあらかじめお尋ねしております。ご多忙中、誠にお手数をおかけしますが、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、鑑定を実施する場合、主治医の方はご本人の症状の経過について最もよく把握されているので、精神科のご専門でない場合でも、「鑑定書作成の手引」冊子を用意して、多くの場合、鑑定の依頼をさせていただいております。

また、場合によっては、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には、診療記録の提供等の協力をお願いすることがありますので、よろしくお取りはからいください。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

4 備考

- (1) 鑑定をお願いする場合は、後日、正式な依頼書を送らせていただきます。
- (2) 「鑑定書作成の手引」は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができます（「後見ポータルサイト」→「手続案内及び各種書式」→「成年後見制度における鑑定書作成の手引」の順に検索してください。）。
- (3) 家庭裁判所では通常、鑑定人に対する証人尋問は行われません。
- (4) ご不明な点については、以下の家庭裁判所にお問い合わせください。
 - 奈良家庭裁判所後見係（0742-88-6513, 6514）
 - 奈良家庭裁判所葛城支部（0745-40-2517）
 - 奈良家庭裁判所五條支部（0747-23-0261）
 - 奈良家庭裁判所吉野出張所（0747-52-2490）